

営農生産組織口座に係る「通帳・届出印」の預かり禁止について

全国のＪＡグループでは不祥事の撲滅に取り組んでおりますが、依然として増加傾向にあり、特にＪＡ職員による組合員組織口座からの横領が後を絶たない状況が続いています。このため、全国のＪＡグループが一丸となって組合員組織等口座に係る管理体制の見直しを行うこととなりました。

本組合でも全国のＪＡグループと足並みを揃え、事務受委託契約のない営農生産組織口座及び職員個人が構成員となっている営農生産組織口座に係る「通帳・届出印鑑」の預かりを禁止（但し、信用担当者による事務手続きに従った対応は除きます。）することといたしました。

組合員・利用者の皆様にはご不便をお掛けする機会もございますが、趣旨をご理解いただきご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【取組内容】

- ・職員による事務受委託契約のない営農生産組織口座に係る通帳・届出印鑑の預かり禁止
- ・職員個人が構成員となっている営農生産組織口座に係る通帳・届出印鑑の預かり禁止

※但し、信用担当者による事務手続きに従った対応を除く。

【実施開始日】

令和４年２月１日（火）